

障害児入所施設における育児負担感に関する研究

岩田香織

Research on Nurture Load Feeling in the Disabled Child Facilities

K a o r i I w a t a

・育児負担感について問題の所在

現代社会にあって、「子育て」が家庭のみの負担でそのニーズが充足する状況にないことは広く認識されている。「子育て（育児）」について、その母親や家族に援助が必要なことは、児の障害の有無に関わらず等しいと言えよう。

平成11年度、労働力人口総数に占める女性の割合は40.6%であり、女性の労働力率（労働力/15歳以上人口）は49.6%であった。¹⁾前年より若干割合が低下しているが、男性労働力もこれを上回る低下率を示していることを考えれば、景気変動によるところが大きく、女性の社会進出の傾向自体が弱まっているとは言えないであろう。

このように、女性の社会進出が進み、多くの女性が仕事を持っている現状では、職業生活と家庭生活をいかに両立するかという支援対策が政策上の課題として注目されている。女性離職者の離職理由に占める「結婚・出産・育児等」による割合、および、「妊娠又は出産により退職した者」の割合はいずれも低下しており、実状として女性にとって職業と家庭は二者択一の選択でどちらかを選び取るものでなくなっていることを示している。そこで、母親が職業に就いているという状況で、多くの時間と手間を必要とする育児は、様々なサービスの利用なくしては成り立ち得ない。

また、少子高・齢化の進行という観点からも、仕事と育児、家族の介護などを両立させつつ、個人の能力や経験を活かすことができる環境の整備が課題となっており、「子育て支援」が社会的な関心を集める中、様々な取り組みが進んでいる。

平成13年7月6日の閣議決定では、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」平成13・14年度～16年度に実施が予定される施策について示された。その骨子は、(1)両立ライフへ職場改革、(2)待機児童ゼロ作戦 - 最小コストで最良・最大のサービスを -、(3)多様で良質な保育サービスを、(4)必要な地域全てに放課後児童対策を、(5)地域こぞって子育てを、となっている。

しかし、多くの女性にとって、子育てと職業を両立させることは、非常な負担感、ストレスを強いられるものである現実は否めない。「働く女性が性により差別されることなく、その能

力を十分に発揮できる雇用環境を整備するとともに、働きながら安心して子どもを産むことができる環境をつくることは、働く女性のためだけでなく、少子・高齢化の一層の進展の中で、今後引き続き我が国経済社会の活力を維持していくためにも、きわめて重要な課題である」という認識と、依然として子どもの世話やしつけは主として母親の役割だという社会通念が共存し、同時に家族のあり方が多様化しつつある、という過渡期にあって、育児支援策は根本的な問題を解決するに至っていないという感が強い。

特に保育サービスにあっては、保育ニーズが多様化するという現実、これまで既存のシステムにバリエーションを持たせるという形で対応することが多く、そこには限界が指摘されてきている。

女性の社会進出や自己実現は当然最大限に認められるべき、という一方で、脆弱化した家族機能のつけを自助努力で補わなければならないという矛盾の中に置かれている、というところに問題があるのではないだろうか。

そこで筆者は、育児負担感について調査を実施し、個々の母親が感じる育児負担感を測る尺度について、実用的に用いることが出来るものの開発に取り組んだ。(静岡県短期大学部研究紀要第12 - 2号, 第13 - 2号, 第14 - 2号)

・障害児の養育における育児負担感研究の目的

産まれた子供に障害がある、あるいは子供の成長の途上で障害を残すような事故や病気にみまわれるということは、母親の就労形態が副次的に作用することはあっても、そのことは直接的な因果関係はないと考えるのが普通である。とすれば、育児にあたっての母親他家族への援助は基本的には分け隔てて考えられるものではないのではないか。母親の就労形態の如何に関わらず、児の心身の状態に関わらず、必要な援助が備えられていることが肝要ではないかと考える。

しかし、実態としては、障害児の養育者、特に母親は、「障害児の母親」としての役割が非常にクローズアップされる。その障害の種別や程度、子供の年齢等にも関係するが、障害が非常に重度であったり、虚弱で健康が保ちにくい場合等、障害児の養育に手間と時間を要する時には、多くの場合、家族のメンバーのうち母親が主たる養育を負担するということになる。そのことが、その家族にとって、また母親自身にとって、妥当な選択として納得できるものであったとしても、母親の養育負担がケアされなくてもよい、と言うことを意味しないであろう。中には、その役割に違和感を感じる、負担感が強い、という女性がいてもおかしくない。

障害児に対する福祉サービスにおいては、その母親の精神状態や育児態度がサービスの成否に与える影響の大きさが注目され、母親支援を重要視するようになってきた。大熊は「母親への援助と協力が何故必要か」として以下の4点を挙げている。母親の子供への影響力が絶大であること、母親は最大の情報提供者、協力者であること、母親の不安感情を処理する心理的援助が必要であること、心・ことば育てのリーダーには母親がぴったりであること、である。

このいずれに指摘にも、それぞれ根拠が示されており、もとより子供にとって母親に存在や

影響力の大きさを否定するものではないが、まず母親ありき、しかもその母親が育児に専念しているという前提の上で、こうした母親の役割の重要性を強調されているという印象がある。

実際に、障害児の子育て相談等の現場で、母親の存在の大きさが実感されることも多々あるであろうし、母親の育児態度の変容に伴って児の成長の手応えが感じられる様になったという事例は枚挙にいとまがないであろう。また、母親の役割の重要性を伝えて励ます、あるいは母親自身にその自覚を促すことの効果の大きさも否定されるものではない。

しかし、相変わらず、母親が育児に専念していなければこれら効果が得られないのか、という点を検証する視点が欠けているように思われる。

親の関わりを、児の発達促進的環境の一環としてとらえた場合も、その重要性が強調されることに変わりない。岡田は、子どもの発達に必要なものとして、子ども自身が持つ人と関わろうとする欲求や活動性、探求心、と、子どもを取り巻く人的、物理的な発達促進的環境を挙げている。これらは、独自で存在するものではなく、「互いに関係し高め合う」ものであり、「発達促進的環境の最も大きな存在が母親であり父親である」と指摘している。すなわち、子ども自身が周囲に対して関わりを持とうとしても、物理的な環境が劣悪であったり、周囲の人間の応答性が乏しかったりすると、その発達が阻害されると言うのである。

障害児の場合、行動上の制約や知的発達の遅れから、児自身の活動性や探求心の発達が阻害されることが考えられる。その意味では健常児以上に発達促進的環境が整えられていることが必要と言えるであろう。特に人的環境が重要視され、母親・父親が最大の存在、とすれば、その育児に対する態度は、児の情緒及び認知の発達を大きく左右する要因となるに違いない。

そこで、障害児の養育者（保護者）が望ましい育児態度を獲得するためには、障害を受容して「積極的対応」に至ることが、「健常児像の変わりに障害をもった我が子に同一化し障害児と生きることに意味を見いだした新しい子ども像と保護者像」を再建するすることになると指摘されている。

ここでの障害児保護指導の観点からの保護者（母親）支援の強調点は、かくも重要な存在である保護者の障害受容を適切に促し、子どもの発達促進をより効果的に行うために、保護者のニーズや生活状況を把握し、不安、悩み、葛藤への援助を行う、というものである。援助者が、こうした保護者との関わりを通して子どもの情報を収集、分析し、その情報に基づいて子どもの発達促進の最適な方法を、保護者とともに検討・指導できるとしている。

確かに、父親や母親が育児に拒否的であったり、過保護、過干渉であったりするような育児態度が、児の成長に好ましくないということは、児の障害の有無に関わらず言えることである。しかし、障害の受容が「我が子の懸命に生きる姿」や、「同じ障害を持つ親からの励ましや助言」、また障害への具体的治療法、教育法、養育法に触れることによって「母親としてのやるべきこと」への自覚、等によって促されるとして、特に母親については「障害児の母親」というところに収斂していくことが、非常に強調されている。

筆者の問題意識は、親が「障害児の親」の役割に収斂していくこと以外に、他の選択肢が許されない、また許されないように思いこむ、という状況に置かれることによって抱えるストレスに対しても目が向けられてよいのではないだろうか、という点である。特に母親については、

育児に（しかも、子どもに障害があればなおのこと）母親があたるべき、と言う暗黙の規範のもとで、他の選択肢が選びにくい状況にあるのではないかと推測される。

障害児入所施設に対する調査

知的障害児施設利用者は、昭和54年の養護学校の義務化の発足に伴い、減少傾向にある。静岡県内知的障害児施設12施設の定員充足率を調べたところ、1998年4月1日現在で、78.7%であった。また、年齢超過児の増加も著しく、平均年齢が18歳を超えている施設が4施設、その他でも18歳以上の入所児が全体の1/4以上に達している施設が6施設であった。

学齢児が全くいない施設は、このとき1施設であった。また学齢児が10人以下の施設は2施設であった。学齢児が減少し、18歳以上児が増加するであろうという傾向は、確実に予想されるものであり、県内知的障害者施設のうち数施設は成人施設への種別変更を視野にいれて検討を行っているという状況であった。

しかし、知的障害児施設の機能、ニーズを考えると、障害児を養育している親にとって、専門的サービスを提供し、その養育をともに支えるソーシャルサポート、ソーシャルネットワークの意義は決して小さくない。上記、育児負担に関する社会的問題の所在を鑑みたとき、障害児養育が主たる責任と役割が児の親に収斂し、そのストレスケアについてさえ、十分な体制が整っていない、という状況にあって、知的障害児施設の果たす役割は大きいものと考えられる。

また、障害児にとっても、児童期に必要な適切な援助や訓練を受けることが出来る場が不可欠であるはずで、そのような利用者のニーズにいかに関与し、役割を発揮できるかという点に、知的障害児施設の新生がかかっていると言える。

以上の観点から、実際に入所型の知的障害児施設においてどのようなサービスが提供されているかという実態を調査した。

1. 在宅福祉サービスについて

まず、調査対象として、知的障害児施設（入所）I施設をとりあげた。施設においても、他の児童福祉施設同様、利用者の高齢化、利用者の重度化、施設の老朽化等の問題を抱えており、他の児童養護施設と同様の状況のもとにあると考えられた。

I施設の年間事業のうち、今後の知的障害児施設の新たな役割として特に在宅福祉サービスについて注目し、地域の障害児養育へのサポート体制としての展開している事業を取り上げると以下の通りである。

【専門技術の提供】

発達障害児の療育指導、食事サービス - 児童相談所、保健所との合同事業

市町村におけるデイサービス事業として展開

肢体不自由児の療育指導、食事サービス - 児童相談所、保健所との合同事業

肢体不自由児施設の医師、PT、OTの直接指導

市町村におけるデイサービス事業として展開

1歳半、3歳児健診事後指導 - 発達障害児療育指導

児童相談所、保健所との合同事業

適応困難児の宿泊訓練 - 児童相談所と合同事業

障害児保育講座 - 障害児保育を実践している保育園、幼稚園の職員に対する実践研修
事後継続指導

児童相談所と合同事業

指導・福祉相談 - 障害児の指導、福祉全般に関する電話相談

ショートステイ - 家庭養育が困難な時期に一時的に施設養護を提供

一時保護 - 家庭養育が困難な場合の一時的施設保護

【用具の貸し出し】

福祉図書館 - 障害児、福祉図書の貸し出し

グラウンド、訓練の開放

用具の貸し出し

I 施設の各事業は、施設を取り巻く近隣市町村、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設等様々な機関との連携を生じており、その中での障害児処遇の情報提供センター、生活支援センターとしての機能を果たしていること、施設内サービスの限定せず、既存の入所施設に在宅サービスを付加して施設の社会化を図っていること、これまで、入所施設に接点の無かった家庭、障害児の養育者に対して、施設職員が地域に出向くか形で、サービスを提供しようと言う姿勢が見られること、等が評価できよう。

2. サービス利用者への個別調査 - 育児負担感の構造、特に就労との関係より -

筆者は、サービスの実態とともに、利用者（障害児養育者）の育児負担に関する実感を知るべく、個別面接の形態で調査を行った。調査対象者は、都内A保育園（知的障害児通園施設）において、平成13年8月に発達障害児のデイサービスを利用している障害児の母親3名とした。個別面接は、事前に調査の依頼を文書で行い協力可との回答のあったうち、2名はデイサービス時に施設内面接室にインタビューを行い、1名は家庭訪問を実施した。面接結果の概要についてはプライバシー保護の観点から割愛する。

インタビュー内容について、育児負担感の因子構造を基に考察すると、見いだされた因子（静岡県立大学短期大学部研究紀要第13 - 2号）、即ち「子どもに対する否定的な感情（否定的感情の認知）」と「社会的行動の制約（社会的活動制限の認知）」のうち、「社会的行動の制約」について、実際母親の生活に影響しているという実態を示唆するものと考えられる。

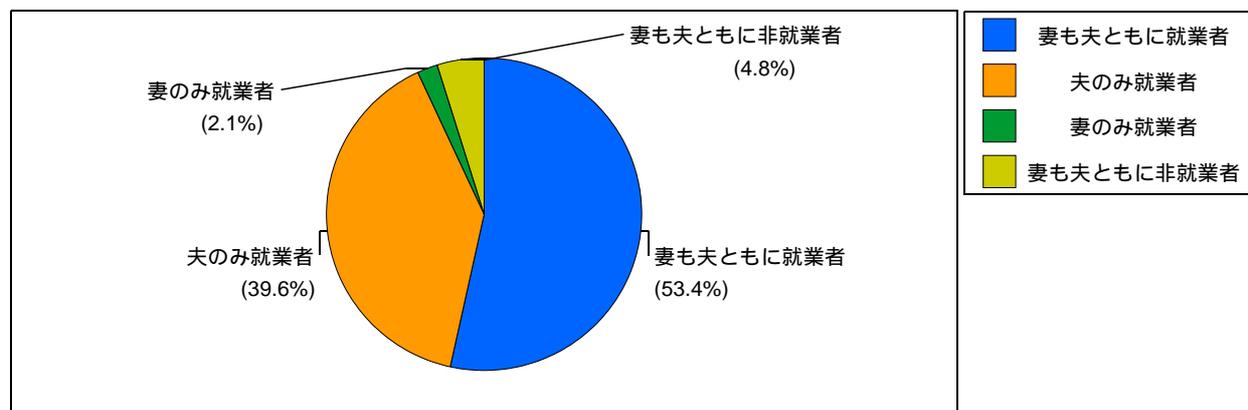
一般的傾向として、総務統計局労働力調査から「夫と妻の就業状態別世帯数及び割合」を見ると、子どものいる世帯のうち、妻も夫ともに就業者は53.4%で、夫のみ就業している世帯39.6%を上回っている（図4）。

さらに、末子の年齢が0～3である場合、子どものいる世帯のうち母親が就業している割合は29.4%、就業を希望している割合は34.2%であった。同じく末子年齢が4～6歳の場合、

母親の就業率は48.5%、就業を希望している割合は36.7%であった。

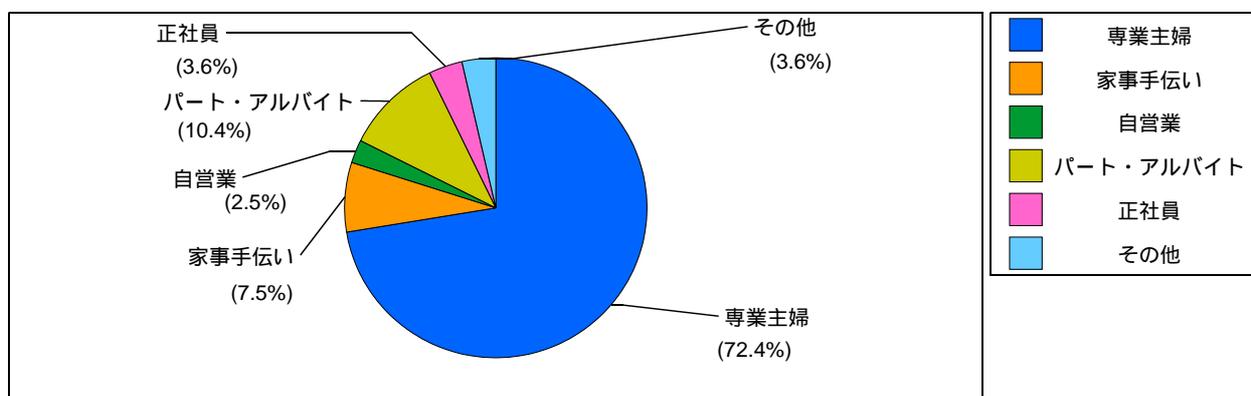
ちなみに母親の就業率は、末子年齢が10歳～17歳では7割以上となっている。注1)

【図4】平成9年度総務庁統計局「労働調査特別調査」より作成



既に、筆者らが行った調査研究（注2）で対象とした障害児通園施設の通園児、授産施設に在籍する就学前の障害児の母親の就業状態は、正社員3.6%、パート・アルバイト10.4%、自営業2.5%であった。（図5）

【図5】就業状況に関する回答（n = 279）



この調査結果からも、障害児の母親の就業率が比較的低いことを示唆する結果であった。また、一般に、末子の年齢が上がるにつれて就業率が高くなっているのは、母親が子どもが手間がかかる乳幼児期には就業しない（できにくい）が、次第にその時期を過ぎると就労するものが増加する傾向を示している。一方で、障害児の母親は、子どもの障害（発達の遅れ）が将来的わたり消失するこがない、という見込みのもとにあり、育児に区切りをつけて考えづらいといえる。

今回のインタビューにより、実際障害児を養育している母親がどのような事情で仕事をあき

らめざるを得ないか、という実態の一端が示されたと考えられる。

注1) この調査では「典型的一般世帯」を対象としている。典型的一般世帯の類型は、「夫婦のみ世帯」「夫婦と親から成る世帯」「夫婦と子どもから成る世帯」「夫婦、子どもと親から成る世帯」である。

注2) 平成9年度の実施した調査は、静岡県内7カ所の「知的障害児通園施設」、6カ所の「心身障害児通園施設」、2カ所の「授産施設」で実施し、調査対象となった母親は354名であった。

3. 施設内保育士の業務と育児負担感についての調査

今回の調査では、同時に、A保育園保育士への個別面接調査を平成13年8月に実施した。これは、育児支援感指標を基にした量的調査が妥当かどうかのプレ調査を兼ねて、施設内保育士の業務の実態と、保育士の役割に関して日頃大変だと感じていることを中心に回答を得た。面接に協力してくれた保育士は8名であった。

業務について大変だと思うこと

- ・ 一生懸命やっているつもりでも、結果がはっきりでないことがある。
- ・ 普段の保育や訓練の過程を客観的に評価する基準がないので、自己満足に終わっているのかと不安に思う。
- ・ 知識を増やしたり、新しい勉強をする必要を感じるが時間に追われてしまい、十分に出来ない。
- ・ 入所児に対して、本当の親ではないが、親の代わりとしての役割を果たさなければならないので、やりがいを感じるが、同時に責任の重さも感じる。
- ・ 利用児に対して、本当に自分の子どもだと思って接しなくてはいけない部分がある。また、施設を、利用児にとっては「家」、「家庭」として機能していることが大事ではないかと感じることもある。

利用（児）者に対して思うこと

- ・ 一人一人に対して、今何をしなければならないかを見極めるのが大変である。
- ・ 進路について、困難を感じる。重度障害児ほど、次のステップ（施設や、作業所等）を見つけるのが難しい。
- ・ 日常生活全般について、衣類や日用品の管理、食事、排泄、健康管理等、細かい配慮が求められる。
- ・ 保育士として日常生活を見ることを考えると、環境の整備（清掃や整理、整頓）も大事な仕事だと感じるが、それを維持していくのは地味な仕事であまり評価されない。

家庭、保護者に対して思うこと

- ・ 子どもの成長を喜び、願う気持ちを親と共有していきたい。
- ・ 親との信頼関係を築くことが重要であるが、同時に難しい。
- ・ 日常生活や健康管理については、常に親と密な連絡をもって過ごすことが理解と協力を得

られる基本だと思う。

- ・行事や面接日などは積極的に訪問してもらえよう努力するとともに、各家庭の事情を踏まえ対応に配慮を要する。

個別面接時における回答の概要は以上のものであった。一般に育児において感じられる負担感と共通する要素や側面を見いだすことができた。しかし、今回の個別面接で回答が得られた保育士8名について、施設内での保育士の業務を「育児」に近い内容を包含していることは強く感じるものの、「育児」そのもの、またそれに非常に近いものとして感じている保育士はいなかった。「育児」というより、「仕事」、すなわち、専門職としていかにその役割を果たすかという意識の方が強い、との回答であった。

そこで、改めて施設内保育士の仕事について、その特色を家庭の育児との比較を念頭に特色を分析した。その結果、自分の業務の担当や責任、権限の範囲が比較的明確化されていること、施設内では事故や問題が発生したときに報告し対処を検討するシステムがあること、1日の仕事の時間に区切りがあること、会議など日常的に話し合ったり、打ち合わせを行う機会があること、施設内の業務や行事、個別処遇はチームアプローチ、チームケアの体制がとられていること、等の要因が考えられた。

4. 施設内保育士のチームケアの実態

次に、施設内で保育士が入所児にどのようにチームケアを実施しているか、該当事例を調査した。保育士が中心にケアにあたっていること、家庭内での障害児の養育、躰でもしばしば課題となる、食事場面、排泄場面へのアプローチであること、事業報告等で経過が検証できること、等の観点から、自閉症児・Cへの取り組みを取り上げた。事例の概要についてはプライバシー保護の観点から割愛する。

実践内容、指導の経過を見ると、家庭内の躰、母親による養育との質の違いが分析できる。このところに、知的障害児施設の専門性、役割を見ることが出来ると同時に、保育士が養育を専門職として行うことの難しさを指摘することが出来る。保育士が、また、施設内において主として「養育」あたる役割を負っている現状をみると、「育児負担感」そのものでなくとも、それに近い形で負担感、責任感を感じながら業務を遂行しているものと推察する。

障害児養育サービスについての今後の研究課題

今後求められる障害児保育サービスは、母親の就労や社会参加を通しての自己実現を支援するという機能がより求められ、一般の保育所同様、長時間の保育や、一時保育を充実させることが一つの課題になると思われる。

またこの時、施設サービスがいかにあるべきかと言うことを同時に検証していく必要があるだろう。障害児施設は、全体として子どもの数が減少する中で、最近家庭内での虐待、ネグレクト等の理由により施設養護に至るケースが増加しているおり、地域の障害児の育児支援体制の強化は非常に重要な課題である。

従来の保育サービスのバリエーションとして考えられるのは、一般の保育所における障害児の受け入れの拡充、もしくは、障害児通園施設における保育時間の延長等の対応であろう。

いずれにしても、母親のニーズ、児のニーズをともに充足させるためには、施設や設備等物的環境の整備、保育士や療育訓練の専門家スタッフの増員等人的環境の整備、保育者の専門性の向上、等の課題がある。

特に、障害児の発達を十分保障するためには、関わる者の専門性や質が問われる。もとより、保育士の養成課程には、障害についての理解や、障害児保育の理論と実際を修めるカリキュラムが盛り込まれている。しかし、仮により重い障害児の統合保育における受け入れや、障害児を長時間保育、また今回調査を行った入所施設内保育士のケアなど、今後求められるであろう新しい試みも含めて、そのことが障害児にどのような影響を与えるか、どのような条件設定が必要かなど、科学的に分析することが必要になる。そういう意味でも、現任研修を含め、保育士が実践を通して専門性を高めていけるようなシステムが必要ではないかと考える。

また、保育サービスを従来の「施設養護・施設保育」から「家庭養護・家庭的保育」という新たな枠組みで考察するという試みもある。こうした指摘は、「理念的に好ましいと思われながらも、わが国の子ども家族支援は、施設保育の伝統を頑なに守り、『家庭養護・家庭的保育』を補完的にしか位置づけてこなかった」ことを修正し、障害児保育サービスについても、新しい理念のもとで新システムを構築し得ること示唆するものとして期待される。

今後は、家庭的保育の可能性を探りながらも、従来の障害児保育サービスをどのように変革すれば、最も児の、そして母親のニーズに近づけるのか課題と対応策の在り方を探っていきたい。また、施設内保育士絵の調査については、育児負担感指標とともに、職業的アイデンティティ、保育士バーンアウト等に関わる調査を併せて、適当な指標の開発、項目の精査を継続していきたい。

【参考文献】

- 1) 労働省女性局編：『平成11年版女性労働白書』，21世紀職業財団，2000
- 2) 労働省女性局編：同上，p.100
- 3) 大熊喜代松：『障害がある子の母親支援の方法』，学習研究社，1995
- 4) 岡田督：「障害児保護者指導の心理学」，『障害児教育に生かす心理学』，朱鷺書房，2001，
- 5) D・W・ウニコット：『赤ちゃんはなぜなくの』，星和書店，1985
- 6) 岩田香織・岡田節子：「育児負担感尺度の試み」，静岡県立大学短期大学部研究紀要第12-2号，1999
- 7) 岩田香織・岡田節子・為我井浩・中嶋和夫：「育児負担感尺度の交差妥当性の検討」，静岡県立短期大学部研究紀要第13-2号，2000，p.213-219
- 8) 中嶋和夫・齋藤友介・岡田節子：「母親の育児負担感に関する尺度化」，『厚生の指標』第46巻第3号，p.11-18

- 9) 納富恵子：「患児と家族へのアプローチ - 医療機関での学習障害児への対応を中心に」、『現代のエスプリ』398号，2000，p.173-183
- 10) 茂木俊彦：『統合保育で障害児は育つか』，大月書店，1997
- 11) 畠中宗一：『子ども家族支援の社会学』，世界思想社，2000
- 12) 畠中宗一：『チャイルドマインディング - もうひとつの家族支援システム - 』高文堂出版，1997

(2003年3月20日受理)